

銀行法等に規定する検査身分証明書等の様式を定める省令（平成四年大蔵省令第六十九号）

改正案

現

行

次の各号に掲げる法律の規定により検査の際に金融監督庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証券は、別紙様式による。ただし、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第二項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項並びに第八十七条第四号（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第三十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査、証券取引法第百九十四条の六第二項、外国証券業者に関する法律第四十二条第二項及び金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第九十二条第二項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査、証券取引法第七十九条の十四及び第一百五十四条並びに金融先物取引法第五十二条の規定に基づく大蔵大臣の検査並びに保険業法（平成七年法律第五号）第二百六十三条の規定に基づく検査については、この限りでない。

- 一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十五条第三項（同法第四十六条第三項、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十七条、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項及び協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条第一項において準用する場合を含む。）及び第五十二条の

次の各号に掲げる法律の規定により検査の際に金融監督庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証券は、別紙様式による。ただし、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第二項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項並びに第八十七条第四号（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査、証券取引法第百九十四条の六第二項、外国証券業者に関する法律第三十二条の四第二項及び金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第九十二条第二項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査、証券取引法第七十九条の十四及び第一百五十四条並びに金融先物取引法第五十二条の規定に基づく大蔵大臣の検査並びに保険業法（平成七年法律第五号）第二百六十三条の規定に基づく検査については、この限りでない。

- 一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十五条第三項（同法第四十六条第三項、外国為替銀行法（昭和二十九年法律第六十七号）第十一条、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十七条、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項及び協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六

<p>十六第三項（長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）</p> <p>二〇十二（略）</p> <p>十三 証券取引法第九十条第一項（外国証券業者に関する法律第三十六条第二項において準用する場合を含む。）</p> <p>十四 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第三十九条第二項（同法第五十五条第三項及び第二百三十三条第六項において準用する場合を含む。）</p> <p>十五（略）</p>	<p>条第一項において準用する場合を含む。）及び第五十二条の十六第三項（外国為替銀行法第十一条及び長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）</p> <p>二〇十二（略）</p> <p>十三 証券取引法第九十条第一項（外国証券業者に関する法律第二十九条第二項において準用する場合を含む。）</p> <p>十四 証券投資信託法（昭和二十六年法律第百九十八号）第二十一条第二項</p> <p>十五（略）</p>
---	--